

大和市告示第143号

大和市予防接種費用の助成に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年10月1日

大和市長 大 木 哲

大和市予防接種費用の助成に関する要綱の一部を改正する要綱

大和市予防接種費用の助成に関する要綱（平成22年大和市告示第61号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（インフルエンザの予防接種に係る助成額の特例措置）

- 3 令和2年10月1日から同年12月31日までの間に限り、別表第1インフルエンザの項予防接種、対象年齢等の欄に定める者がインフルエンザの予防接種を受けた場合における第5条の規定の適用については、同条中「（インフルエンザの予防接種については2,000円を、）」とあるのは「（）」とする。

別表第1結核（BCG）の項の前に次のように加える。

| | | | |
|---------------|---|-----------------------------------|---------|
| ロタウイルス感染症（1価） | — | 生後6週に至った日の翌日から生後24週に至る日の翌日までにあるもの | 17,545円 |
| ロタウイルス感染症（5価） | — | 生後6週に至った日の翌日から生後32週に至る日の翌日までにあるもの | 12,012円 |

別表第1インフルエンザの項中「第2条の2」を「第2条の3」に改め、同表肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）の項中「第2条の3」を「第2条の4」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- （経過措置）
- 2 改正後の別表第1の規定（同表ロタウイルス感染症（1価）の項及びロタウイルス感染症（5価）の項に係る部分に限る。次項において同じ。）は、令和2年8月1日以後に生まれた者について適用する。
- 3 改正後の別表第1の規定は、施行日以後に実施する予防接種について適用し、施行日前に実施した予防接種については、なお従前の例による。